

令和7年度

市道殿上下和田線(宮下橋)耐震補強工事
(一部債務)

土木工事特記仕様書

大 月 市

総則

第1節 一般事項

第1条 工事概要

本工事は、大月市の発注する市道殿上下和田線(宮下橋)の耐震補強工事(一部債務)を請負により施工するもので、工事の概要は以下のとおりである。

1. 工事名

市道殿上下和田線(宮下橋)耐震補強工事(一部債務)

2. 工事の場所

大月市猿橋町殿上地内

3. 工事の概要

橋脚耐震補強

P1橋脚躯体拡幅 H=17.8 V=209m3

仮設工 一式

4. 工事時間及び交通規制方法

月曜日から金曜日の午前9時00分から午後5時00分の昼間施工とする。

請負者は施工にあたり、関係機関から時間的制約条件を付された場合は速やかに監督員と協議するものとする。施工期間中は宮下橋下流の猿橋公園付近から河川内へ仮設道路を設置し交通規制は行わないものとする。なお、施工条件に変更が生ずる場合には、監督員と協議するものとする。

5. 現場代理人・主任技術者の配置について

令和2年2月1日施行の「大月市発注工事に関わる現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任を一部認める措置実施基準」に基づき、現場代理人及び主任技術者の兼任を認める対象工事とする。

6. 発生残土処理

本工事により発生する建設発生土は、適切に処理するものとする。

ただし、これにより難しい場合は監督員との協議により変更できるものとする。

7. 建設副産物処理

本工事の施工により発生するコンクリート塊、アスファルト塊は、廃棄物処理法に基づき該当廃棄物処分業の許可を取得している再資源化施設で適正に処分するものとする。

8. 工事共通仕様書

本工事の共通仕様書は、令和5年10月1日改訂山梨県県土整備部発行 建設工事必携(土木工事共通仕様書)を適用とするものとする。

9. その他

①提出書類

提出書類を工事請負契約関係の書式集及び「大月市請負土木工事ハンドブック」(令和3年7月1日改訂)を参考に提出するものとする。これに定めなきものは、監督員と協議の上、提出するものとする。

②工事に対する地域住民等の理解と協力について

請負者は、市が開催する工事説明会等へは出席するものとし、地域住民等に工事に

対する理解と協力を得るとともに、工事の進捗に合わせ工事状況等を随時近隣住民等へ回覧等により周知を図るものとする。

③施工体制台帳の提出について

請負者は、下請契約が3,000万円以下の場合でも、下請契約がある場合には施工体制台帳及び施工体系図を工事着手前に速やかに提出しなければならない。

④道路占用物件の調査と近接施工について

請負者は、本工事区間内の占用物件について、工事着手前の現地調査と占用企業者との事前打合せを十分に行うものとし、施工にあたっては占用企業者の立会を求め入念な施工を行うものとする。

⑤工事に伴い知り得た個人情報、工事の完成目的以外に用いてはならない。また、必要に応じ個人情報保護に関する法令及び条例を遵守するものとする。

⑥工事施工にあたっては、建設業法、道路法、道路交通法、労働安全衛生法等、関係諸法令、諸官庁の通達、工事施工に関する協定事項等を遵守し、関係諸官庁への届出及び許可申請手続き等を、速やかに行い監督員に報告するものとする。

⑦電子納品

○電子納品

本工事は、電子納品対象工事とする。

電子納品とは、対象となる工事完成書類を電子データで納品することをいう。

○電子納品作成要領

納品する電子データは、「山梨県県土整備部電子納品要領」（以下、要領という）及び、山梨県県土整備部電子納品運用マニュアル」（以下、運用マニュアルという）に従い作成する。エラー等が発生した場合は、監督員と協議し決定するものとする。

○電子納品対象書類

工事完成書類のうち、出来形管理図、施工図、竣工図及び工事写真を電子納品の対象とする。

提出する電子データの形式については、監督員と協議し決定するものとする。ただし、紙ベースで提出することも可とするものとする。

○電子媒体提出部数

成果品は、要領および運用マニュアルに基づいて作成した電子データを、次のとおり出する。

電子媒体（CD 又は DVD）1部 監督員と協議し背表紙を付けること。工事写真については、着工前・完成について数枚印刷したものも1部提出すること。

また「電子媒体管理書」（山梨県技術管理課のホームページ）

（<http://www.pref.yamanashi.jp/gijutsukanri/97667770858.html> からダウンロード可能）も忘れずに添付すること。

第2節 安全対策

第2条 安全対策

1. 安全訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後原則として作業員全員の参加により一ヶ月あたり半日以上時間を割り当て、下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- ②本工事における内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全訓練等として必要な事項

2. 安全訓練等に関する施工計画書の作成

施工に先立ち、本工事の内容に応じた安全訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

3. 安全訓練等の実施状況報告

安全訓練の実施状況をビデオ等または工事報告(工事日報及び写真帳)に記録し、工事完成時に書類とともに報告するものとする。なお、工事期間中であっても監督員が実施状況の確認を必要とする場合は、速やかに中間報告するものとする。

4. 特記事項に記載なき事項

当特記仕様書に記載なき事項に関しては、その都度監督員と協議するものとする。

第3条 防護施設

工事施工に必要な防護施設の設置にあたっては、現地の状況を十分に把握し、安全性、経済性、細部構造等について請負者が十分に検討を行い、請負者の責任において決定し施工するものとする。

第3節 工事全般

第4条 工事用仮設道路及び資材置場等について

工事用仮設道路及び資材置き場等を任意に設置する場合、監督員と協議の上、規模構造等については必要最低限度とし工事終了後は原形に復するものとする。また、これに要する費用は請負者の負担とするものとする。

第5条 再生資源利用計画(実施)書および再生資源利用促進計画(実施)書の提出

請負者は、工事請負代金額(消費税を含む)100万円以上の全ての工事(廃棄物、副産物の有無に関わらず)について、国土交通省のホームページから「建設リサイクル報告様式(計画書・実施書)(EXCEL様式)」の最新バージョンをダウンロードし、作成出力した再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を出し、1部(紙)を監督員に提出するものとする。(以前より使用していたクレダスを使用した様式での提出はH30センサスに対応していないため不可)

工事完了後は速やかに、当初出力した工事データを実績値に修正した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を出し、1部(紙)を完成書類に添付し、また、電子データをCD等により監督員に提出するものとする。

なお、入力した工事データは自社で1年間保管するものとする。

※入力時の最新版を下記の方法により入手すること。

国土交通省ホームページからダウンロード

URL http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm

第6条 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1. 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間:工事始期日以降30日以内)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。

2. 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日(「完成検査結果通知書」等における日付)とする。

第7条 特例監理技術者

本工事において、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。

- (1)建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2)監理技術者補佐は、一級施工管理技士補、又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3)監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (4)同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。))については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- (5)特例監理技術者が兼務できる工事は山梨県内の工事であること。
- (6)特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行できること。
- (7)特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8)監理技術者補佐が担う業務等について、書面により明らかにすること。

2 特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合、又は配置を要しなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第8条 本工事は、週休2日適用工事として、通期の週休2日を取り組むことを標準としている。

2. 週休2日の取り組みについては、施工計画書により提出すること。

3. 取り扱いについては、大月市の「週休2日適用工事実施要領」及び「週休2日適用工事に要する費用の計上について」による。

第4節 その他

第9条 その他

この特記仕様書に記載なき事項については、山梨県県土整備部建設工事必携(土木工事共通仕様書)によることとする。これにより難しい場合は監督員と協議し決定するものとする。